

【書類A】

_____ 御中

染色証明書（不使用宣言書）

発行日： 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

発行者 染色企業名： _____ 印
役職： _____
氏名： _____

貴社に納入する染色加工品全般について、下記表に定める特定芳香族アミン 24 物質を還元生成するアゾ色素を染色加工の処方構成成分として使用していない※ことを証明いたします。

表. 特定芳香族アミン 24 物質

(厚生労働省 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 第 2 条第 2 項より)

CAS 番号	政令における名称	CAS 番号	政令における名称
92-67-1	4-アミノジフェニル	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン
90-04-0	オルト-アニジジン	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン(別名オルト-トルジン)
95-53-4	オルト-トルイジン	119-90-4	3,3'-ジメチルベンジジン
95-69-2	4-クロロ-2-メチルアニリン	137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール	91-59-8	2-ナフチルアミン(別名パータナフチルアミン)
101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	106-47-8	パラ-クロロアニリン
139-65-1	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	60-09-3	パラ-フェニルアゾアニリン
838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	92-87-5	ベンジジン
95-80-7	2,4-ジアミトルエン	97-56-3	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン
101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	99-55-8	2-メチル-5-ニトロアニリン
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン
95-68-1	2,4-ジメチルアニリン	120-71-8	2-メチル-5-メチルアニリン

※不使用の基準は以下の通りとする。

厚生労働省法 JIS L1940-1&3 2014 又は ISO 24362-1&3 2014、EN14362-1&3 2012 により、特定芳香族アミン 24 物質が 1g あたり 30 μ g を超えて検出されないこと